

重要文化財旧与那国家住宅指定管理者 募集要項

重要文化財旧与那国家住宅について、重要文化財旧与那国家住宅の設置及び管理に関する条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1、施設の概要

施設の名称	重要文化財旧与那国家住宅
施設の所在地	竹富町字竹富 536 番地
施設の設置目的	重要文化財旧与那国家住宅の保存を図り、歴史的建造物に関する理解を深め広く文化の向上に資するとともに、町民へ生涯学習の場を提供するため
建物の構造等	(1)指定年月日:平成 19 年 12 月 4 日 (2)構造・規模:木造造り(主屋) (3)延べ床面積:836.78 m ² (4)主要施設 フーヤ、トーラ、公衆トイレ

2、指定管理者が行う管理の基準

- (1)関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2)施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3)業務に関連した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。

※管理基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定書で定める。

3、指定管理者の業務等

- (1)施設の設置目的を達成する業務
- (2)施設の利用許可に関する業務
- (3)利用の取消し等に関する業務
- (4)利用料金の収受に関する業務
- (5)利用料金の減免に関する業務
- (6)利用料金の返還に関する業務
- (7)施設等の維持及び修繕に関する業務
- (8)その他、町長が管理上必要と認める業務

4、利用料金収入の取扱い

指定管理者は、施設の利用料金を収入として、事業の充実に資する目的に使用するものとする。

5、管理運営経費について

施設の管理運営に関する一切の費用は、利用料金、その他収入をもって充てるものとする。

町は原則として指定管理運営に係る一切の費用は負担しない。

6、町と指定管理者の業務区分及びリスク分担

町と指定管理者の業務分担は、(別表1)また、町と指定管理者のリスク分担は(別表2)のとおりとする。但し、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、町と指定管理者が協議のうえ、業務区分及びリスク分担を決定するものとする。

7、指定の期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

8、応募資格

次の要件を満たす法人、その他団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 竹富町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は、再生手続きを行っていないこと。
- (5) 町内に主たる事務所を有する団体であること。
- (6) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)、第142条(長の兼業禁止)又は、第180条の5第6項(委員の兼業禁止)の規定に抵触しないこと。
- (7) 重要文化財旧与那国家住宅の設置及び管理に関する条例第4条に該当するもの。

9、選定方法

公の施設の指定管理者制度運用方針に規定する評価基準を中心に、指定管理者選定委員会において総合的に審査を行い選定します。

10、提出書類

- (1) 指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)

- (4)申請団体の定款又は登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類で、団体指定許可の写しや会則等)
- (5)申請団体の申請前年度の貸借対照表、損益計算書及び財産目録(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類で、収支決算書等)
- (6)義務履行確認書
- (7)企業又は団体の概要(様式第4号)
- (8)職員の配置計画(様式第5号)
- (9)その他町長が必要と認める書類

11、応募に関する留意事項

(1)関係法令の遵守

応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守すること。

(2)応募内容の変更禁止

提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。但し本町から申入れをした場合を除く。

(3)虚偽の記載をした場合の取扱い

虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4)応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(5)費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(6)応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、町は指定候補者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(7)接触の禁止

選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

(8)資料の取扱い

本町が提供する資料について、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本町の承諾を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

12、スケジュール

(1)申込み受付期間

令和7年1月6日(月)~1月27日(月)17時……(21日間)

(竹富町教育委員会社会文化課まで提出のこと。)

(2)選定時期

令和7年2月頃

(3)指定及び協定

令和7年3月定例議会以降に招集される議会において、議会の議決を経て指定し、その後協定を締結する。

(4)管理開始

令和7年4月1日(火)予定

(別表1)

町と指定管理者の業務分担

業務の種類		業務内容	区分	
			町	指定管理者
施設の維持管理	ゴミ処理	ゴミ収集・運搬		○
	警備	機械警備取締り・台風時対策		○
	清掃	敷地内、便所等の清掃および樹木剪定等		○
	汚水処理	塵芥処理		○
	整備改善	建築物等の大規模修繕	○	
施設の運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、町民協働等		○
	利用促進	広報、催事実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制の確保、被害調査、報告応急措置		○
本格復旧		○		
法的管理		行為許可	協議	協議
		設置管理許可、占用許可	協議	協議
		有料施設の利用承認、利用料の徴収		○

その他必要な詳細事項に関しては協議。

(別表2)

町と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	区分	
		町	指定管理者
行政上の理由による事業変更	行政上の理由から、施設管理、運営管理の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他町の又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設、整備の修復による経費の増及び事業履行不能	○	
書類の誤り	維持管理基準等、町が責任を持つ書類誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設や設備の損害	経年劣化によるもの	○	
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(小規模なもの)		○
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの(上記以外のもの)	○	
施設利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害(犯罪や事故等の発生)を与えた場合		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用、引継に要する費用		○

施設や設備以外の損害(デジタルデータや書類等含む)については、協議。